

○臨港地区内の分区における構築物の規制

条例施行規則

昭和 41 年 6 月 1 日
規 則 第 13 号

改正 平成 7 年 3 月 31 日規則第 16 号

(許可申請の手続)

第 1 条 臨港地区内の分区における構築物の規制条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 23 号)第 3 条第 2 項の規定により分区の区域内において、建築物その他の構築物の建設(改築及び用途変更を含む。)について、四日市港管理組合の管理者の許可を受けようとする者は臨港地区内構築物建設(改築、用途変更)許可申請書(別記様式)を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 25 日から適用する。

附 則 (平成 7 年 3 月 31 日規則第 16 号)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

別記様式（第1条）

臨港地区内構築物建設（改築、用途変更）許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

四日市港管理組合の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規則条例第3条第2項の規定により次のとおり申請します。

構築場所の分区名	
構 築 の 場 所	
構 築 物 の 種 類	
構 築 物 の 用 途	
構 築 物 の 面 積	延べ面積
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
構築物建設（改築、用途変更）の理由	

規格 A4

添付書類（2部提出のこと）

- 1 位置図（縮尺3,000分の1以上）
- 2 平面図（〃 100分の1以上）
- 3 求積図（〃 100分の1以上）
- 4 縦断面図（〃 100分の1以上）
- 5 構造図（〃 50分の1以上）
- 6 仕様書又は設計書